

小野南中学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月作成

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

【基本目標】

いじめ等の実態を知る

いじめ等をなくす人づくり

いじめ等をなくす気運づくり

いじめ等解決の仕組みづくり

【基本課題】

・アンケート調査の実施
・あらゆる機会での情報収集

自己肯定感を育む関係作り

互いの違いを尊重する心を育み
実践する教育の実現

小野市いじめ等防止条例の周知

いじめ等防止の啓発

いじめ等相談体制の強化

関係機関との連携の強化

みんなでつくろう！
いじめのない



小野南中学校の基本方針

【基本理念】 いじめは人間として許されないものであるという認識に立つ。
生徒が夢と希望をもち、生徒の笑顔があふれる学校を創造する。

【基本計画】 ◎重点課題

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ①人権教育の充実
- ②道徳教育の充実
- ③体験教育の充実
- ④特別活動の充実
- ⑤保護者や地域の方への働きかけ

II 早期発見、早期解決

- ①日々の観察
- ②観察の視点
- ③日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④教育相談(学校カウンセリング)の実施
- ⑤いじめ実態調査アンケート

III 早期の適切な対応

- ①正確な実態把握
- ②指導体制、方針決定
- ③指導・支援
- ④保護者との連携
- ⑤継続した対応

IV ネット上のいじめへの対応

- ①啓発・研修
- ②生徒会でのルール遵守運動(「南中SNSルール」)
- ③早期発見と早期対応

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①校内『いじめ防止対策委員会』の設置
- ②いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- ③相談体制やカウンセリング体制の充実

【具体的な取組】

I いじめをうまない土壌づくり、人づくり(未然防止)

- ①生徒の実態に合わせた題材や資料を取り扱った道徳・人権の授業を実施する。
- ②県版道徳副読本を活用する。
- ③福祉体験やボランティア体験、就業体験等、「生きた社会」とのかかわりをもたせる。
- ④コミュニケーション活動を重視した授業展開をし、特別活動ではストレスマネジメント教育を取り入れる。

II 早期発見、早期解決

- ①休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ②担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③日記や連絡帳、生活ノートの活用
- ④定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談

III 早期の適切な対応

- ①当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ②教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。※『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う指導体制、方針決定
- ③「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

IV ネット上のいじめへの対応

- ①ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。
- ②保護者に情報モラル指導の重要性やインターネットの危険性を啓発する。
- ③場合によっては、警察やプロバイダーと連携して対応する。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①いじめ防止対策員会(校長・教頭・生徒指導担当・学年主任・養護教諭・学級担任・関係教諭・部活動顧問・SC(スクールカウンセラー))を設置し、いじめ問題に対する調査、対応、体制作りを行う。※ケースによっては、警察、県教委学校支援チーム、小野市の福祉部局もメンバーに加える。
- ②いじめ全体指導計画を策定する。
- ・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。